

はじめに

介護支援専門員実務研修受講試験は、介護支援専門員の養成にあたり、介護支援専門員実務研修を受講する前段として、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するために行うものです。この「実施案内」では、令和2年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験の実施及び受験申込みに必要な事項や書類等についてご案内します。

介護支援専門員とは

要介護者・その家族からの相談に応じ、対象となる方が自立した日常生活を営めるように、要介護者・家族の意向、心身の状態、社会・心理的状况等を勘案し、保険者(市町村)、介護保険サービス事業者、介護保険施設等との連絡・調整を行いながら居宅(施設)サービス計画(ケアプラン)を作成します。

また、プラン実行後、要介護者・その家族の状況に応じて、居宅(施設)サービス計画(ケアプラン)の変更・修正を行います。

介護支援専門員は、試験合格・実務研修修了後も、現任者としての研鑽を必要とし、社会的責任を担う専門的な仕事です。

介護支援専門員実務研修受講試験を受験できる者

保健・医療・福祉分野において、原則として5年以上の対人援助業務を経験した方ですが、有している資格や業務内容等によって、条件は異なります。

※ 詳しくは、9～10ページ「受験資格要件」等を確認するとともに、13ページからの「受験に関するQ&A」も併せてご参照ください。

介護支援専門員実務研修受講試験

目 的	介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に必要な専門知識等を有していることを確認する
内 容	介護保険制度、要介護認定、居宅サービス計画等に関する必要な専門的知識等
実施主体	茨城県が指定する法人(社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会)



(試験合格)

介護支援専門員実務研修

目 的	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る
内 容	ア 介護保険制度の理念及び基本的な知識 イ 居宅(施設)サービス計画に関する専門的知識及び技術
実施主体	茨城県が指定する法人
日 程	令和3年1月から3月 この内、16日間(予定)の研修および24時間以上の実習



(研修修了)

介護支援専門員登録申請
介護支援専門員証交付申請



(申請後、約1か月)

介護支援専門員証交付

【注】介護支援専門員になるためには、本試験を合格し、その後に行われる実務研修を修了しなければなりません。

実務研修修了後、介護支援専門員登録を行い、介護支援専門員証の交付を受けて、はじめて介護支援専門員の業務に就くことが出来ます。